

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月27日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第22号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇) 第14条 略</p> <p>7 <u>企業長は、年次休暇（第1項又は第2項の規定により定める日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち5日については、年次休暇を与えることとした日（次項において「第一基準日」という。）から1年以内の期間に、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を定めることにより与えなければならない。ただし、当該職員が年次休暇を自ら請求し、取得した場合には、当該年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。</u></p> <p>8 <u>前項の規定にかかわらず、企業長が年次休暇を第一基準日（1月1日を除く。以下この項において同じ。）に与えることとし、かつ、翌年1月1日（以下この項において「第二基準日」という。）に年次休暇を与えることとしたときは、履行期間（第一基準日から第二基準日の属する年の12月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除して得た数に5を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、</u></p>	<p>(年次休暇) 第14条 略 2～4 略</p> <p>5 年次休暇は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、企業長が特に必要と認める場合にあつては、企業長が定める単位とすることができる。</p> <p>6 企業長は、年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。</p> <p>7 <u>第1項又は第2項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、企業長が、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が同項による年次休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</u></p>

当該端数を切り上げた日数)について、当該履行期間に、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を定めることにより与えることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

9 前2項に規定するもののほか、年次休暇の時季を定めることによる付与に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(派遣職員に対する経過措置)

第3条 企業団の構成団体(以下「構成団体」という。)から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する第13条、第14条(第5項ただし書(同条第7項から第9項まで又は労働基準法第39条第4項の規定を適用する場合の単位に係る部分に限る。)及び第6項から第9項までを除く。)及び第15条から第18条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、各構成団体の規程の定めるところによる。

2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県広域水道企業団職員就業規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(派遣職員に対する経過措置)

第3条 企業団の構成団体(以下「構成団体」という。)から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する第13条、第14条(第6項及び第7項を除く。)及び第15条から第18条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、各構成団体の規程の定めるところによる。

2・3 略